

V 滞 納 整 理

3. 滞納処分の停止事由内訳

(単位：千円・件)

区 分	滞納処分をする財産がない場合（地方税法第15条の7第1項第1号該当）		生活困窮の状態の場合（同第2号該当）		所在不明・財産不明（同第3号該当）		合 計	
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
平成26年度	469,700	9,866	4,822,686	274,140	391,300	23,255	5,683,686	307,261
平成27年度	641,247	12,546	4,349,780	264,710	370,506	23,202	5,361,533	300,458
平成28年度	745,303	14,130	3,817,492	245,904	307,405	20,236	4,870,200	280,270
平成29年度	598,037	14,871	2,796,797	192,749	284,265	18,501	3,679,099	226,121
平成30年度	539,560	15,517	1,989,338	135,568	266,402	17,513	2,795,300	168,598
市 民 税	435,981	10,162	1,671,629	107,890	231,529	12,927	2,339,139	130,979
固定資産税 都市計画税	96,224	3,073	264,923	12,334	30,728	3,470	391,875	18,877
その他の税	7,355	2,282	52,786	15,344	4,145	1,116	64,286	18,742